

## 質問（17 条関連）

17 条定着の P269 に、階段スラブの定着に関する「計算例 3」があります。確かに 17 条の規定に基づくと計算例の通りになるのですが、実状での中小規模建物の片持ち階段の支持壁は  $F_c = 24 \text{ N/mm}^2$ 、壁厚 180~200 mm 程度で設計されるのが一般的です。しかしこれを主筋 D13 で規準通りに計算しますと必要定着長さ  $l_{ab}$  は 180 mm (14d) 程度となり納まりません。鉄筋コンクリート造配筋指針では支持端から 10d の表記はありますが、これが折り曲げ基点なのか投影定着長なのか不明確です。いずれにしても、この規定を守ると壁から底等の片持ちスラブを跳ね出す事も困難となります。

一方壁式構造配筋指針の階段配筋図では支持端から  $L_2$  定着となっています。これは非耐震部材としての特別な配慮に準拠した対応のように思われます。

片持材を材厚の薄い壁に定着する場合の計算例を提示いただけないでしょうか。

(匿名希望)

## 回答

2024 年改訂版 p.255 で、“長期応力が支配的な部材に限り、長期荷重にのみ引張応力を受ける鉄筋がやむを得ず投影定着長さが確保できない場合は、次に示す「特別な配慮」を行うことを許容する。”と修正しておりますのでご確認ください。

規準 (17.2) 式において、長期荷重のみを受ける非耐震部材は  $\sigma$  を存在応力度の 1.5 倍として必要定着長さを求めてよいこととなっています。計算例 3 では  $\sigma$  を長期許容応力度の 1.5 倍としていますが、この計算例はあくまで定着長さの計算の方法を示すのが目的で、存在応力度として長期許容応力度の値を仮に用いているにすぎません。実際の設計においては、庇や片持ち階段などの軽微な部材では、荷重から求めた存在応力度の 1.5 倍を  $\sigma$  として必要定着長さ  $l_{ab}$  を算定すれば、結果的に「 $8d_b$  かつ 150 mm 以上」と同程度となることが多いと思われます。

なお、当 Q&A で具体的な計算例を示すことは控えさせていただきます。また、「鉄筋コンクリート造配筋指針」「壁式構造配筋指針」についてのご質問にはお答えすることができません。あしからずご了承ください。